

沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画の改訂について

令和8年1月27日



(こども未来部子育て支援課)

計画変更の背景

①「こども誰でも通園制度」の全国一律給付化

- ・令和5年度末より、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が始まり、令和7年度は補助事業である地域子ども・子育て支援事業（18事業）の1つ「乳児等通園支援事業」として実施しているが、令和8年4月より「乳児等のための支援給付」として全国一律の給付制度となる。

②新たな給付制度創設に伴う計画変更の必要性

- ・「こども誰でも通園制度」の給付制度創設に伴い、令和7年9月に「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」（令和8年4月1日適用）の改正が行われた。
- ・基本指針の改正において、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項（必須記載事項）の名称変更や追記等が行われた。

以上のことから、沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画について、基本的記載事項に関する変更を行います。

※今回の変更に関する具体的記載内容については、国の通知、Q&Aに示されたものとなります。

改訂内容について

沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画において以下の改訂を行います。

- ①項目名の変更
- ②こども誰でも通園制度のR8年度以降の表記等の変更
- ③「乳児等のための支援給付」の項目の追加
- ④特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のための措置について追加記載

「乳児等のための支援給付」の創設に伴い、基本指針において、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項（必須記載事項）がこれまでの「子ども・子育て支援給付」から「子どものための教育・保育給付」に名称変更となった。

これに伴い、第4章子ども・子育て支援事業支援計画 「5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保」を 以下のとおり変更する。

「沖縄県子ども・若者計画」新旧対照表（案）（抜粋）

改正後	改正前
第4章 子ども・子育て支援事業支援計画 1～4 (略) 5 <u>子どものための教育・保育給付</u>に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保 (1)～(2) (略) (3) 地域子ども・子育て支援事業 共働き世帯はもとより在宅での子育て世帯やひとり親家庭等、就労の有無や家庭の状況にかかわらず、子育ての負担感や孤独感、不安などを解消するため、地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実が求められています。 このため、市町村においては、こども・子育て家庭等を対象とする事業として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援事業や、一時預かり事業、病児保育事業など16の「地域子ども・子育て支援事業」に取り組んできました。 令和7年度（2025年度）以降は、「地域子ども・子育て支援事業」に新たに「こども誰でも通園制度」等が追加され、以下の18事業が用意されており、市町村は、地域のニーズ等を踏まえて、事業を実施します。 県においては、これらの事業が円滑に実施できるよう、事業実施に当たっての必要な助言や国と連携した財源支援等を行うとともに、事業実施に係る市町村の共通課題等に対応してまいります。	第4章 子ども・子育て支援事業支援計画 1～4 (略) 5 <u>子ども・子育て支援給付</u>に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保 (1)～(2) (略) (3) 地域子ども・子育て支援事業 共働き世帯はもとより在宅での子育て世帯やひとり親家庭等、就労の有無や家庭の状況にかかわらず、子育ての負担感や孤独感、不安などを解消するため、地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実が求められています。 このため、市町村においては、こども・子育て家庭等を対象とする事業として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援事業や、一時預かり事業、病児保育事業など16の「地域子ども・子育て支援事業」に取り組んできました。 令和7年度（2025年度）以降は、「地域子ども・子育て支援事業」に新たに「こども誰でも通園制度」等が追加され、以下の18事業が用意されており、市町村は、地域のニーズ等を踏まえて、事業を実施します。 県においては、これらの事業が円滑に実施できるよう、事業実施に当たっての必要な助言や国と連携した財源支援等を行うとともに、事業実施に係る市町村の共通課題等に対応してまいります。

現在の計画では「こども誰でも通園制度」は、地域子ども・子育て支援事業の1つに分類し記載しているが、R8年度以降は「乳児等のための支援給付」として新たな給付制度となるため、以下のとおり変更する。

う場所を開設し、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業 (11) 一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難になった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的支援を目的として、保育所その他の場所で一時的に乳幼児を預かる事業 (12) 病児保育事業 病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を行う事業 (13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 (14) 子育て世帯訪問支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、支援を要するヤングケアラー、特定妊産婦等を対象に、居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児・養育に関する助言等を行う事業 (15) 児童育成支援拠点事業 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業 (16) 親子関係形成支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係の形成を目的としてこどもの状況等に応じた支援を行う事業 (17) 産後ケア事業 退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポート等を行う事業 <u>(18) こども誰でも通園制度（R7年度）</u> 保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠で、時間単位でこどもを保育所等に預けることができる事業	う場所を開設し、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業 (11) 一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難になった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的支援を目的として、保育所その他の場所で一時的に乳幼児を預かる事業 (12) 病児保育事業 病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を行う事業 (13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 (14) 子育て世帯訪問支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、支援を要するヤングケアラー、特定妊産婦等を対象に、居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児・養育に関する助言等を行う事業 (15) 児童育成支援拠点事業 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業 (16) 親子関係形成支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係の形成を目的としてこどもの状況等に応じた支援を行う事業 (17) 産後ケア事業 退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポート等を行う事業 <u>(18) こども誰でも通園制度</u> 保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠で、時間単位でこどもを保育所等に預けることができる事業
---	---

表5 市町村計画における地域子ども・子育て支援事業の今後の実施予定

16	ファミリー・サポート・センター事業	①基本事業	市町村数	33	33	33	33	33
			箇所数	21	21	21	21	21
		②病児・緊急対応事業	市町村数	19	19	19	19	19
			箇所数	9	9	9	9	9
17	産後ケア事業		市町村数	36	36	36	36	36
18	乳児等通園支援事業(R7年度) (こども誰でも通園制度)		市町村数	12	-	-	-	-
			箇所数	44	-	-	-	-
	妊婦健康診査		市町村数	41	41	41	41	41

16	ファミリー・サポート・センター事業	①基本事業	市町村数	33	33	33	33	33
			箇所数	21	21	21	21	21
		②病児・緊急対応事業	市町村数	19	19	19	19	19
			箇所数	9	9	9	9	9
17	産後ケア事業		市町村数	36	36	36	36	36
18	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		市町村数	12	33	33	33	33
			箇所数	44	123	130	136	137
	妊婦健康診査		市町村数	41	41	41	41	41

基本指針において、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項（必須記載事項）に「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項」が追加され、都道府県における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方を定めることとされたことから、以下のとおり「5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保」に「乳児等のための支援給付」の項目を追加する。

<u>(4) 乳児等のための支援給付</u> <u>令和5年度末より始まった乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、地域子ども・子育て支援事業として実施していました。</u> <u>令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付となり「乳児等のための支援給付」として実施します。</u> <u>県においては、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することや、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援してまいります。</u> 6 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上 (1) (略) (2) 教育・保育等従事者の確保 本県の待機児童数は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士等の確保が最大の課題となっていることから、学生への貸付事業など新規保育士の確保に向けた取組や、潜在保育士等の就労支援及び県内の中学校や高校、養成校の学生を対象とした出前講座の実施など保育士職の魅力発信に取り組みます。 また、幼稚園教諭等の免許状を有する者又は保育士の登録を受けたものが幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例終了の期限を見据えて、保育教	(新設) 6 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上 (1) (略) (2) 教育・保育等従事者の確保 本県の待機児童数は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士等の確保が最大の課題となっていることから、学生への貸付事業など新規保育士の確保に向けた取組や、潜在保育士等の就労支援及び県内の中学校や高校、養成校の学生を対象とした出前講座の実施など保育士職の魅力発信に取り組みます。 また、幼稚園教諭等の免許状を有する者又は保育士の登録を受けたものが幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例終了の期限を見据えて、保育教
--	--

改訂内容④特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のための措置について追加記載

P135、P136

基本指針において、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項（必須記載事項）に「特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」が追加されたことから、以下のとおり「6 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上」の「（2）教育・保育等従事者の確保」と「（3）幼児教育・保育の質の向上」の2つの項目に、特定乳児等通園支援の従事者確保・資質向上に関する内容を追加する。

論の育成に向け資格取得支援に取り組みます。

保育士等を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援など、保育士等の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士等に対し専門家による相談支援に取り組みます。

加えて、国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士等として就労することを希望する方々に対する情報発信に取り組みます。

特定乳児等通園支援を行う者については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第22条の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努めます。

（3）幼児教育・保育の質の向上

乳幼児の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、教育部門とこども部門連携による幼児教育推進体制の充実に対する支援や、研修及び園訪問に係る支援の充実を通して、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

あわせて、特定乳児等通園支援を行う者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。

また、安全・安心な環境の中で、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障し、こども一人ひとりの健やかな成長を支えます。

さらに、保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係るICTの活用等、保育所等のICT化を進めます。

認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や、教材費の購入費助成等の支援を行うとともに、児童福祉法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じて施設に対する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り組みます。

論の育成に向け資格取得支援に取り組みます。

保育士等を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援など、保育士等の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士等に対し専門家による相談支援に取り組みます。

加えて、国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士等として就労することを希望する方々に対する情報発信に取り組みます。

（3）幼児教育・保育の質の向上

乳幼児の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、教育部門とこども部門連携による幼児教育推進体制の充実に対する支援や、研修及び園訪問に係る支援の充実を通して、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

また、安全・安心な環境の中で、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障し、こども一人ひとりの健やかな成長を支えます。

さらに、保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係るICTの活用等、保育所等のICT化を進めます。

認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や、教材費の購入費助成等の支援を行うとともに、児童福祉法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じて施設に対する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り組みます。